

<医療提供体制について>

- 各地域における医療提供体制の確保については、11月以降で感染の増加傾向が強まっていることを踏まえ、厚生労働省が11月22日に発出した事務連絡によって、以下の対応等の徹底を要請している。
 - 病床・宿泊療養施設確保計画に従って現在確保すべき病床等を着実に確保するとともに、感染状況の動向も踏まえつつ、フェーズの移行が速やかに行われるよう、早め早めの準備を行うこと。
 - 病床確保や入院調整に最大限努力したうえで、なお病床がひっ迫する場合には、入院勧告等ができる者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設(適切な場合は自宅療養)において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱いとして差し支えないこと。

<感染拡大している都道府県における対応について>

(※入院患者・重症者の使用率は12月8日時点、宿泊施設の使用率は12月2日時点の数値)

	入院患者の 病床使用率(※1)	うち重症者(※2)の 病床使用率(※1)	宿泊施設の 使用率(※1)	備考
北海道	55.1% (998/1811)	14.3% (26/182)	31.0% (514/1660)	○ 宿泊療養施設は、現在札幌市で1270室、全道で1660室確保し運用中。
埼玉	46.9% (657/1400)	13.0% (26/200)	10.9% (158/1450)	○ 11/30にフェーズⅣ(1400床)に移行。 ○ 宿泊療養施設は、現在585室が稼働中。
千葉	27.7% (332/1200)	8.3% (15/180)	11.6% (162/1400)	○ 11/27にフェーズⅢ(750床 うち重症70床)に移行。 ○ 宿泊療養施設は、現在710室が稼働中。
東京	46.3% (1850/4000)	12.0% (60/500)	23.7% (712/3000)	○ 現在の確保病床は2640床(うち重症150床)で、重点医療機関での確実な受入を依頼するとともに、3000床(うち重症200床)への引上げを医療機関に依頼。 ◎ 宿泊療養施設の利用対象の範囲を拡大する目的で、宿泊療養/入院フローを作成。 ○ 宿泊療養施設は、現在1910室が稼働中。
神奈川	21.7% (421/1939)	31.0% (62/200)	20.7% (207/1000)	◎ 11/27に入院基準について年齢や基礎疾患などを点数化して重症化しやすい患者を優先して入院させる方針を示し、12月7日から運用開始。 ○ 宿泊療養施設は、現在867室が稼働中。
愛知	45.3% (423/934)	40.0% (28/70)	15.2% (198/1300)	○ 11/20に重点医療機関に対して確保病床における確実な受入を依頼し、11/30に知事から県内各市に市立病院における確保病床における確実な受入を依頼。 ○ 宿泊療養施設は、現在926室が稼働中。
大阪	49.3% (796/1615)	67.9% (146/215)	41.2% (640/1555)	○ 11/18に最終フェーズに引き上げた上で、高齢者等でも無症状・軽症の場合は、保健所が医師と協議した上で宿泊療養を可能とすること等を決定。 ○ 11/20に1615床(うち重症215床)の確保を医療機関に要請。 ○ 宿泊療養施設は、現在1789室が稼働中。
兵庫	68.9% (462/671)	34.2% (41/120)	25.7% (180/700)	○ 11/18に最終フェーズに引き上げた上で、病床の追加確保を医療機関に協力要請。11/26にさらに100床程度(計750床程度)まで引き上げることを医療機関に協力要請。 ○ 宿泊療養施設は、現在698室が稼働中。

※1 最終フェーズにおける確保病床・確保居室に占める入院又は療養を必要とする者の割合

※2 東京都と大阪府は、重症者数について、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室(ICU)等での管理が必要な患者は含まれていない。